

都市田園計画法、住まい街づくり計画法への円滑な移行を保证するために

当面の措置として、都市田園連帯再生法、住まい街づくり連帯再生法制定の提案

はじめに

既に提案しているように、都市や田園における生活空間を、将来を見据えて機能的に合理化し、秩序化し生活空間の景観形成を改善するためには、現行の国土利用計画法、都市計画法、建築基準法集団規定などを一体として再編成し、都市田園計画法及び住まい街づくり計画法を新に制定することが必要である。しかし、この法律に従って広域的な地域計画や近隣的な地区計画を策定し、地域あるいは地区のレベルで総合的にこれらの計画の実現を図るためには、現在、様々な形で個別法や地方自治体の条例、要綱などによって部分的に取り組みされている計画や実施手段を棚上げした上で、地域や地区の実情に合わせて現場のニーズに即した形での計画や実施手段の体系に切り替える必要が生じる。

地域主権の考えに立って、地方自治体の権能を実体的に強化し、財政力を高め、中央、地方の行政構造内部での人的資源の偏りを是正することができたとしても、これは極めて困難な、時間が掛かる課題になる。現在は、中央政府の各省、各局が所管する個別の計画法、事業法、公共施設の管理法などが地方自治体の末端まで支配している。自治体のレベルで、現場のニーズに従って現実を動かそうとする時 現に実施されている様々な計画、誘導、規制、事業などの措置、それを支えている組織を、一気に見直し、地域や地区の実情にあった形に直すことが要求される。しかし、それは、既に政令指定都市として、現行の制度を十分に束ねて活用する経験を積み重ねていて財政的にも強固な基盤を持つ基礎自治体においてすらきわめて難しい課題であり、一挙に総合的な見地からの改変を求めることはほとんど不可能と良いほど非現実的である。

まして、基礎自治体である市町村の再編成がまだ不十分で、財政力も行政能力も弱い小規模の市町村が残っていて、市町村民の実際の広域的な生活行動の領域を一元的に考えられる行政単位になっていないところでは、都道府県が広域的な自治体としての機能を補完することが不可欠だが、このような広域連帯的な組織はまだ確立されておらず、このような行政的なガバナンスが未熟な場所で、一挙に都市田園計画法、住まい街づくり計画法の体系に切り替えることは不可能である。

既に述べたように、合理的な国土計画、地域計画、都市田園計画を進める上では、行政改革をさらに進め、基礎自治体の規模を拡大して、その財政力、行政能力を高めると共に、自治体職員の行政能力自体を引き上げていくことが不可欠である。しかし、それは同時に、産官学を貫いている縦割り構造によって、自治体レベルにおける総合的かつ合理的な取り組み、文化的に高次な取り組みが阻害されている現実自体を変えていくことが要請されるので、極めて時間が掛かる過程になる。地域、地区現場での経験の蓄積を通じて学系、産業界の学識経験をも変えていくことが不可欠なのである。

地域主権に根ざした新しい制度への移行を円滑に進めるためには、都市田園計画法や住ま

い街づくり計画法が目指す21世紀的な課題解決のための方向性を確実に指向しながら、部分的な改善の追増的な経験の積み重ねを通して、着実に現実を変えて行くべきである。そこで、長期的な基礎的な制度としての都市田園計画法、住まい街づくり計画法の理念を将来目標として措定すると共に、当面、その構想への移行を円滑にするために、現実的な適用や部分追増的な改革のアプローチが可能になるように移行への調整を円滑にする法体系を整備することが要請される。以下は、その要請に応えた提案である。

1．政令指定都市などの完結型基礎自治体、あるいは都道府県が広域生活圏として行政領域として一体的に考えるべき地域の市町村が連帯組織への加入を認め、都道府県と共に広域生活協議会（以下広域協議会と言う）を設立して、上記の完結型の基礎自治体と同様な合理的なガバナンスの連帯組織が成立した地域で、都市田園計画法及び住まい街づくり計画法の理念に沿った都市田園計画、住まい街づくり計画を策定し、内閣総理大臣がその計画を認証した基礎自治体及び広域協議会に適用する法律として、都市田園連帯再生法及び住まい街づくり連帯再生法を制定する。

2．都市田園計画法、住まい街づくり計画法の理念については、既に述べた。

3．このような自治体または広域協議会の区域においては、従来、縦割りの行政パイプから流れてきていた補助金を統合した額を基礎とし、さらに国の施設で、従来から地方自治体管理に掛かるものに要する費用を加え、さらに、将来を考えた新しいモデル的な事業に要する費用の提案必要額を加味して、地域空間整備費として一括交付する。その使途の内訳については問わないこととし、また、その場合には、補助金の算定の基礎になっていた計画基準やその他の要件については適用が除外されるようにする。

4．国は、基礎自治体及び広域協議会の代表からなる組織を加えた監察組織を設置し、このような形での交付金について行政監察を行なう。

5．都市田園連帯再生法および住まい街づくり計画法適用地域では、特区制度の適用によって、国の個別法体系による様々な基準を適用除外にすると同時に、都市計画法、建築基準法集団規定などによる法定の規制基準を条例によって置き換えることが出来るようになる。

6．この場合、条例に対する市民や企業の行政訴訟の受け皿として、国と基礎自治体及び広域協議会の代表からなる行政裁判所を設置する。